

資料3

専門部会について

各検討事項について意見の集約等をしやすくするため且つ、迅速な開催がとれる専門部会を設置して協議を行う。

専門部会設置のために専門部会毎の編成を決めることが必要となる。また、専門部会毎に構成する委員が異なるため開催方法も異なる。

1. 総務・通学部会

◎構成案

学校職員4名、PTA代表6名、地域代表者4名で構成する。

◎検討事項

- (1). 校章…校章の作成・募集及び選定について協議する。
- (2). 校歌…校歌を作成（作詞作曲）について協議する。
- (3). 制服の有無…制服を導入に関して協議する。
- (4). 体操服等…体操服デザイン、現在の体操服をいつまで使用するかについて協議する。
- (5). 式典事業等…閉校式及び閉校事業の実施について協議する。
- (6). 通学体制…通学体制の基準について確認を行う。
- (7). 通学路等…通学路の基準及び危険箇所等について確認を行う。
- (8). スクールバス…運行基準、運行ルート、運行ダイヤ、乗降場所について協議する。

◎検討の進め方

平成29年度中に検討を終え、開校前年度の平成30年度は各事項の実施期間とすることを目指して検討を行う。

調整する事項が多いと思われるスクールバスについての検討を優先して行う。通学体制、通学路等については、スクールバスとあわせて検討を行う。

◎開催月について

原則として、専門部会の開催は、委員会開催月と別月に行うこととして、専門部会で決定等があった場合、翌月の委員会に報告をできるようにする。

開催は事務局で調整を行う。

今年度スケジュール予定（案）

年度	平成28年度						
	月	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3
準備委員会			●		●		
専門部会	○			○		○	

●準備委員会開催予定月

○専門部会開催予定月（案）

2. 学校運営部会

◎構成案

学校職員 6 名で構成する。

◎検討事項

- (1). 教育課程…新しい学校の教育課程について協議する。
- (2). 学校行事…学校行事の継続について協議する。また重複する行事の調整を行う。
- (3). 施設備品…学校備品、教材等の確認及び移転計画の作成を行う。
- (4). 交流事業…両校の円滑な統合を目指すための事業を検討する。

◎検討の進め方

小美玉市小中一貫教育基本方針の小中一貫教育推進委員会（仮称）の検討事項と教育課程、学校行事の部分で重複するため、推進委員会（仮称）の開催等と調整しながらの検討を進める。

◎開催月について

学校職員が、上記の小川南地区小中一貫教育推進委員会（仮称）の開催と調整の上、随時開催する。

3. PTA 部会

◎構成案

学校職員 2 名、PTA 代表 4 名で構成する。

◎検討事項

- (1). PTA 組織運営…役員選出・運営計画・予算について協議する。
- (2). 規約…規約を策定する。
- (3). 既存の PTA の解散…会計の清算方法について協議する。

◎検討の進め方

専門部会での協議内容の引継ぎ等を十分に行い、平成 31 年度から開始する新たな PTA 組織が支障なく運営できることを目指す。

◎開催について

PTA 代表と学校職員で調整をして開催する。

参照

小美玉市小学校統合準備委員会設置要綱 (抄)

(専門部会)

第7条 委員会は、所掌事項の推進のため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の業務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

別表（第7条関係）

部会名	委員	検討事項
総務・通学部会	学校関係者職員	1. 学校名称、校則等（校章、校歌、校訓）、制服の有無、式典事業等に関する事項
	PTA 代表	2. 通学体制（通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等）に関する事項
	地域代表者	3. その他、総務・通学部会に属する事項
学校運営部会	学校関係者職員	1. 教育課程等、学校行事、児童会、交流学習等に関する事項 2. 設備備品（学校備品、教材、図書等）、保存文書等の整理に関する事項 3. 統合校への移転計画に関する事項 4. その他、学校運営部会に属する事項
PTA 部会	学校関係者職員 PTA 代表	1. PTA 組織運営（組織編制、規約、役員選出、運営計画）に関する事項 2. その他、PTA 部会に属する事項